

諮問番号：令和5年度(2023年度)諮問第4号

答申番号：令和6年度(2024年度)答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

「〇〇市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童扶養手当支給差止処分（以下「本件処分」という。）に係る令和5年（2023年）3月10日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当とはいえない。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

本件処分の理由として事実婚疑義のためとあるが、事実婚という現状はない。同棲の事実もなく、交際相手の男性（以下「当該男性」という。）から金銭的な援助も一切してもらっていない。

令和4年（2022年）12月、17時頃、処分庁から訪問したい旨連絡があったが、工作中であったため別日を希望し、了承してもらったものの、後日の訪問はなく本件処分が行われた。

生活は苦しく、事実と反して本件処分が行われたものであり、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 同居の事実確認について

「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」（昭和55年（1980年）6月23日付け児企第26号厚生省児童家庭局企画課長通知。以下「昭和55年第26号課長通知」という。）によると、「事実婚の解釈については、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しておれば、それ以外の要素については一切考慮することなく、事実婚が成立しているものとして取り扱う」とされ、また、「事実婚は、原則として同居していることを要件とするが、ひんぱんに定期的な訪問があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合あるいは、母子が税法上の扶養親族としての取り扱いを受けている場合等の場合には、同居していなくとも事実婚は成立しているものとして取り扱う」とされている。

弁明書の記録によると、処分庁の職員が審査請求人の居所を訪問した際、毎回、当該男性がいたとされている。また、審査請求人自らが「ここでは彼氏と一緒に住んでいる。」と発言したとされている。

また、当該男性が、審査請求人や審査請求人の子（以下「本児」という。）の食事を作ったり、本児の保育園への送迎を行うなど、当該男性と審査請求人が共同して家事や育児を行っていることが認められる。

なお、審査請求人は、当該男性は別に借りている住居があると主張したため、処分庁は、当該男性の居所とされる住居である物件を扱う不動産会社へ連絡し契約内容を確認するとともに、当該男性の住民票の登録状況を確認した。しかし、当該物件に関する契約では、当該男性の父親が契約者で、当該男性が同居人として契約書に記載されているものの、当該物件に住民票が登録されている者は、当該男性の姉と思われる2名であるなど、当該男性の住居が別にあるという確認はできなかった。

これらのことから、審査請求人と当該男性は審査請求人の住居で同居し、社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係があり、事実婚の状況にあると判断したことは、妥当であると考えられる。

(2) 訪問調査について

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第29条第1項により、手当の支給機関は、「必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類（略）その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。」とされている。

ただし、自宅等へ立ち入ったの調査については、「児童扶養手当の事務運営における調査の適正な実施について」（令和元年（2019年）9月30日付け子家発0930第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）において、自宅内を含めた調査が必要な場合には、同条に基づく調査でなく、受給資格者の同意を得て行う必要があるとされており、審査請求人の同意がなければ自宅内の確認を行うことはできない。

また、同条の調査については処分庁の裁量に委ねられていることから、訪問調査を行わなかったことをもって、本件処分が不相当であるとまでは言えない。

（3）本件処分について

以上のことに鑑みると、審査請求人と当該男性は同居し、事実婚の状況にあったということが強く推認されるため、本件処分が違法又は不当であったとはいえない。

第4 調査審議の経過

令和6年（2024年）	1月19日	審査庁から諮問
	2月28日	第1回審議
	3月1日	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第74条の規定による調査
	3月28日	第2回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

(1) 法令等の規定について

法第1条では、「この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする」とされ、法第4条第1項第1号イにおいて、父母が婚姻を解消した児童の母が当該児童を監護する場合は、当該母に対し、手当を支給することとしつつ、同条第2項第4号において、児童が母の配偶者に養育されているときは、手当を支給しないこととされている。

法第3条第3項では、法にいう「配偶者」には、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み」としており、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である昭和55年第26号課長通知において、「事実婚の解釈については、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しておれば、それ以外の要素については一切考慮することなく、事実婚が成立しているものとして取り扱う」とされ、また、「事実婚は、原則として同居していることを要件とするが、ひんぱんに定期的な訪問があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合あるいは、母子が税法上の扶養親族としての取り扱いを受けている場合等の場合には、同居していなくとも事実婚は成立しているものとして取り扱う」とされている。

また、「児童扶養手当の取扱いに関する留意事項について」（平成27年（2015年）4月17日付け雇児福発0417第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）において、「事実婚に該当するか否かの判断に当たっては、個々の事案により受給資格者の事情が異なることから、形式要件により機械的に判断するのではなく、受給資格者の生活実態を確認した上で判断し、適正な支給手続を行っていただく」とされており、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する疑義について」（昭和55年（1980年）7月9日付け児企第29号厚生省児童家庭局企画課長通知）第1-問8において、「月1回程度の訪問では養育費の仕送りが

あったとしても事実婚とは認められない」とされている。

(2) 本件処分について

本件処分において、審査請求人と当該男性との間に、昭和55年第26号課長通知に挙げられている事実婚が成立する要件事実が存在していたかどうかが問題となる。

本件において、処分庁が提出した証拠資料によると、処分庁の職員が審査請求人宅へ訪問した際、ほぼ当該男性が審査請求人宅に在宅しており、審査請求人自らも「ここでは彼氏と一緒に住んでいる。」「彼氏と家賃を半々で払っている。」と発言していたこと、また、本児が通う保育園の職員も、審査請求人が当該男性と同居していることを聞いていると証言していることからすれば、確かに、審査請求人と当該男性との間には、社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在していたとの疑義も生じる。

しかし、その一方で、審査請求人は審査請求書等において、当該男性からの金銭的な援助や同居の事実について否定しているところ、処分庁が提出した証拠資料では、当該男性からの金銭的な援助について、それを裏付ける客観的な証拠までは認めることはできなかった。また、当該男性が大学生であり、一般的には、未だ親の扶養や経済的援助を受ける立場にあることを考えると、当該男性が審査請求人に対して事実婚を認定するに足りるような金銭的な援助をしていると推測することも困難と解される。加えて、処分庁は当該男性の居所とされる住居を確認したが、当該男性の居所について実態の特定に至らなかった。以上を踏まえると、審査請求人と当該男性との間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在すると認めるに足る証拠があるとまでいうことはできない。

この点について、当審査会から審査庁に対し、行政不服審査法第74条の規定により、審査請求人と当該男性との間に事実婚が成立しているとの認定を裏付ける資料の提出を求めたところ、審査庁から提出された資料は、それまでに提出されている内容と同様であった。

以上から、審査請求人と当該男性との間に事実婚が成立していたとまで認めることはできない。

処分庁が、審査請求人と当該男性との間に事実婚が成立しているとの疑義を有し、審査請求人が児童扶養手当返納の負担を負うことを考慮して、迅速に処分を下す必要があったとの事情があったと仮定しても、処分庁は、法第29条第1項の規定に基づき申立てや公簿等による客観的な挙証資料の提示を求め十分に事実関係を確認する等、実態調査を行った上で事実認定をすべきであったと考えられる。

したがって、本件処分は、法第4条第1号イに規定する児童扶養手当の支給要件に関する事実関係について、十分な証拠に基づき認定されているとはいえず、違法な処分であると認められる。

3 結論

以上により、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当とはいえない。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 宮田 房之

委員 井寺 美穂

委員 不動 洋子